

事 案	病院の開設者（医師又は歯科医師に限る）が死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合
根拠法令	医療法第9条第2項
提出期限	10日以内（死亡又は失そうの宣告を受けた日から）
提出窓口	管轄保健所
添付書類	1 開設許可書 2 構造設備使用許可証 3 その他（関係書類）
提出部数	1部
手数料	なし

様式の審査要領	
「届出者」欄	<p>1 死亡の場合の届出義務者は、次のとおりである。（戸籍法第87条）</p> <p>(1) 同居の親族</p> <p>(2) その他の同居者</p> <p>(3) 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人</p> <p>2 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人も、これを行うことができる。</p> <p>3 失そうの場合の届出義務者は、失そう宣告の裁判を請求した者である。 (民法第30条～第32条)</p>
1 病院名	1 開設許可又は変更届がなされている名称が、記載されていること。（現に開設していた病院の名称）
2 開設の場所	1 地番まで正確に記載されていること。
3 開設者の氏名	1 開設者が医師又は歯科医師の場合のみ記載されていること。
4 開設者の住所	1 地番まで正確に記載されていること。
5 区分	1 「死亡」、「失そう」の別を正しく <input checked="" type="checkbox"/> 選択していること。
6 死亡・失そう宣告の年月日	1 失そうの年月日は、民法第31条の規定により死亡したものとみなされる日である。 (戸籍法第94条、民法第31条)
その他	<p>1 医師又は歯科医師の籍登録の抹消申請を指導すること。</p> <p>○医師法施行令 (登録の抹消)</p> <p>第6条 医籍の登録の抹消を申請するには、住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 医師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、医籍の登録の抹消を申請しなければならない。</p>